と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和29年鳥取県規則第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
様式第13号(第10条関係) と畜検査申請書	様式第13号(第10条関係) と畜検査申請書
1・2 略 3 検査を受けようとする獣畜の種類 <u>並びに牛以外</u> の獣畜にあっては性別、品種、年齢、毛色及び産 地 <u></u> 牛にあっては性別、品種、月齢、出生年月	
日、毛色、産地及び個体識別番号 4~6 略 と畜場法施行令第7条の規定により上記のとおり申 請します。	4~6 略 と畜場法施行令第7条の規定により上記のとおり申 請します。
年 月 日 申請者 氏名	年 月 日 申請者 氏名
職氏名様	職氏名様
備考 個体識別番号とは、牛の個体識別のための情報 の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律 第72号)第2条第1項に規定する番号をいう。	
附則	
この規則は、平成25年4月1日から施行する。	

この規則は、平成25年4月1日から施行する。